

第4回 熊本市民病院の再建に向けた懇談会

日時：平成28年8月26日（金）17:00～

場所：熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室

次 第

1 開 会

2 議 事

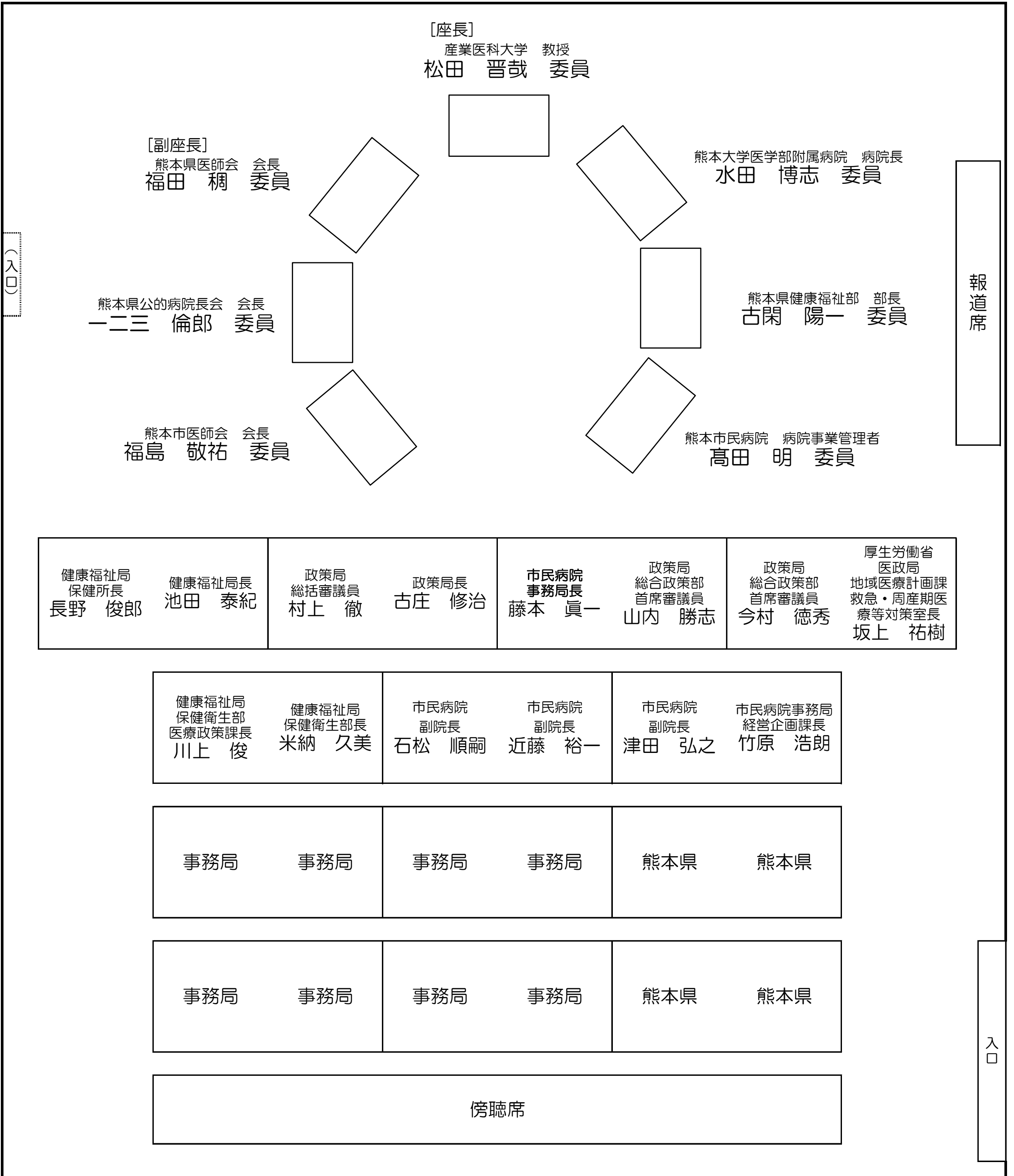
[審議事項]

(1) 市民病院再建基本計画（案）について 資料1

3 閉 会

第4回 熊本市民病院の再建に向けた懇談会 席次表

平成28年8月26日(金) 17:00~
 熊本市役所 議会棟2階 議運・理事会室



熊本市民病院の再建に向けた懇談会
委員名簿

(7名 敬称略)

氏名		所属団体等	備考
松田 晋哉	まつだ しんや	産業医科大学 教授	座長
福田 稔	ふくだ しげる	熊本県医師会 会長	副座長
一二三 倫郎	ひふみ みちお	熊本県公的病院長会 会長	
福島 敬祐	ふくしま けいすけ	熊本市医師会 会長	
水田 博志	みずた ひろし	熊本大学医学部附属病院 病院長	
古閑 陽一	こが よういち	熊本県健康福祉部 部長	
高田 明	たかだ あきら	熊本市民病院 病院事業管理者	

熊本市市民病院の再建に向けた懇談会設置要綱

(設置)

第1条 平成28年熊本地震により被災した熊本市市民病院（以下「病院」という。）を再建するにあたって、自治体病院としての役割や安定的で持続可能な経営について審議するため、熊本市市民病院の再建に向けた懇談会（以下「懇談会」という。）を設置することとし、必要な事項を定めることとする。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議し、意見を聴取する。

- (1) 病院が担うべき役割に関する事。
- (2) 病院の経営形態に関する事。
- (3) 病院の経営改善に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、病院の再建に関し必要な事項。

(組織)

第3条 懇談会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 病院の経営について識見を有する者
- (2) 医療機関、医療関係団体の代表者
- (3) 熊本県健康福祉部長
- (4) 熊本市市民病院病院事業管理者

3 委員の任期は、平成28年8月31日までとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し懇談会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(懇談会)

第5条 懇談会は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長は、懇談会の議長となり、議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に懇談会への出席を求めることができる。

(懇談会の公開)

第6条 懇談会は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、公開しないことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、政策局総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。